十七百六	1　輸液ポンプ用ストップコック 2　クレンメ	T三三三〇	輸液、輸血又は血液カテーテルに接続して使用し、投与液の流量を制御するための圧力を下回る圧力で閉塞する流路を形成しないこと。
十七百六	1　輸血・カテーテル用延長チューブ 2　輸液ポンプ用延長チューブ 3　輸血セット用延長チューブ	T三三六五	輸液、輸血又は血液カテーテルに接続して使用し、投与液の流量を制御するための圧力を上回る圧力で閉塞する流路を形成しないこと。
十七百六	1　麻酔用フィルタ	T三三三二	麻酔硬膜外腔に投与する麻酔用カテーテルと接続して使用し、細菌及びウイルスの侵入を防止することを目的とした微孔性の膜であること。
十七百六	1　低圧吸引器 2　加圧ガス式可搬型吸引器	T七一一	液体又は粒状物質の吸引等に用いること。

十七百六	1　ハロタン用麻酔薬気化器	T七二〇一一	麻酔薬を気化させること。
十七百六	1　酸素治療フローメータ	T七一一一	純粋な酸素の投与に用いること。
十七百六	1　呼吸回路ガスセンサ	T七二〇一一	患者の吸気又は呼気量等をモニタするための情報を検出して親機に伝えること。

○厚生労働省告示第二百六十五号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第四号）第百三条の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第五条及び第六条第二項の規定に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年八月一日から適用する。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一条及び第二条中「平成二十三年八月」を「平成二十四年八月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

標準報酬等級 / 標準報酬月額 / 前納期間	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第15級
	円 98,000	円 104,000	円 110,000	円 118,000	円 126,000	円 134,000	円 142,000	円 150,000	円 160,000	円 170,000	円 180,000	円 190,000	円 200,000	円 220,000	円 240,000
1月	円 16,031	円 17,013	円 17,994	円 19,303	円 20,612	円 21,920	円 23,229	円 24,538	円 26,174	円 27,809	円 29,445	円 31,081	円 32,717	円 35,989	円 39,260
2月	32,010	33,970	35,930	38,543	41,156	43,769	46,382	48,995	52,262	55,528	58,794	62,061	65,327	71,860	78,392
3月	47,937	50,872	53,807	57,720	61,633	65,547	69,460	73,373	78,265	83,156	88,048	92,939	97,831	107,614	117,397
4月	63,812	67,719	71,626	76,835	82,044	87,253	92,462	97,671	104,183	110,694	117,206	123,717	130,228	143,251	156,274
5月	79,635	84,511	89,386	95,887	102,388	108,889	115,389	121,890	130,016	138,142	146,268	154,394	162,520	178,772	195,024
6月	95,406	101,248	107,089	114,877	122,665	130,454	138,242	146,030	155,766	165,501	175,236	184,972	194,707	214,178	233,648
7月	111,126	117,930	124,734	133,805	142,877	151,948	161,020	170,091	181,431	192,770	204,110	215,449	226,789	249,467	272,146
8月	126,795	134,558	142,321	152,672	163,022	173,373	183,723	194,074	207,012	219,951	232,889	245,827	258,765	284,642	310,518
9月	142,413	151,132	159,851	171,476	183,102	194,727	206,353	217,978	232,510	247,042	261,574	276,106	290,638	319,702	348,765
10月	157,979	167,651	177,324	190,220	203,116	216,012	228,909	241,805	257,925	274,045	290,166	306,286	322,406	354,647	386,888
11月	173,495	184,117	194,739	208,902	223,065	237,228	251,391	265,553	283,257	300,961	318,664	336,368	354,071	389,478	424,886
12月	188,960	200,529	212,098	227,523	242,949	258,374	273,799	289,225	308,506	327,788	347,070	366,351	385,633	424,196	462,759

標準報酬等級 / 標準報酬月額 / 前納期間	第16級	第17級	第18級	第19級	第20級	第21級	第22級	第23級	第24級	第25級	第26級	第27級	第28級	第29級	第30級
	円 260,000	円 280,000	円 300,000	円 320,000	円 340,000	円 360,000	円 380,000	円 410,000	円 440,000	円 470,000	円 500,000	円 530,000	円 560,000	円 590,000	円 620,000
1月	円 42,532	円 45,804	円 49,075	円 52,347	円 55,619	円 58,890	円 62,162	円 67,070	円 71,977	円 76,885	円 81,792	円 86,700	円 91,607	円 96,515	円 101,422
2月	84,925	91,458	97,991	104,523	111,056	117,589	124,121	133,920	143,719	153,519	163,318	173,117	182,916	192,715	202,514